

# 筑後市臨時特別出産祝金のご案内

子どもの出産を祝福し、子育て世帯を支援するため、出産祝金を支給します！

～臨時特別出産祝金の「支給対象となる子ども」とは！？～

⇒令和2年4月28日から令和5年4月1日までの間に生まれた子どもです。  
(ただし、出生後、最初に筑後市の住民基本台帳に記録された子どもが対象です。)

## ● 出産祝金の対象となる方（支給対象者）

■ 以下、①と②の両方に該当する方が対象です。

① 出産祝金の「**支給対象となる子ども**」を**出産した母**

② 出産した日から申請の日まで**継続して筑後市民**である方

- ※ 申請日の前日までに母又は子どもが市外へ転出した場合は原則対象外となります。ただし、住民票が消除された場合でも特別な事由があると市長が認める場合は支給を受けることができます。
- ※ 支給対象者に支給することが困難であると市長が認める場合には、申請日時点において支給対象となる子どもと同居し、その子どもを監護し、その子どもと生計を同じくしている方を、申請等の代理人とすることができます。

## ● 支給額

支給対象となる子ども1人につき**5万円**（※支給回数は1人につき1回）

～受付期間内に申請することが必要です～

（受付期間）**支給対象となる子どもが生まれた日の翌日から3か月以内**

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに筑後市子育て支援課の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 申請内容を確認のうえ、支給要件に該当する方には、決定通知を発送するとともに指定口座に振り込みます。

子育て  
世帯

(1) 出産祝金の申請・請求手続き

① 筑後市の窓口へ直接か郵送でご提出ください。

(2) 決定通知書送付、指定口座へ振込み

② 支給要件に該当するかを判断した上で、決定通知を送付し、指定口座へ出産祝金を振り込みます。

筑後市

お問い合わせ先

筑後市児童・保育課 TEL (0942) 65-7017